

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 5 8 号

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例

相模原市立相模川ふれあい科学館条例(昭和 6 2 年相模原市条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「かつ、」の次に「特に緊急を要するため」を加え、「いとまがない」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

別表個人の項中「4 5 0 円」を「5 0 0 円」に、「1 5 0 円」を「1 6 0 円」に改め、同表団体(2 0 人以上)の項中「3 6 0 円」を「4 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。